

有床診療所における 医療型短期入所の 問題点と課題

一般社団法人K u k u r u
代表理事 鈴木 恵

沖縄での問題

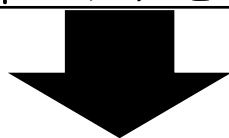
人工呼吸器装着および気管切開など、重度の医療的ケア児の宿泊を伴う医療型短期入所が非常に少ない。（コロナ禍による影響も大）
ただし、日中の受け入れ先は比較的充実している

有床診療所が医療型短期入所を実施する意味と現状

人工呼吸器装着など超重症児の医療型短期入所の目的

① ご家族のレスパイト等

② 子ども自身が家族以外にケアを委ねるための経験を積む

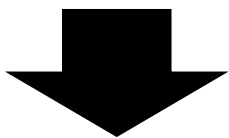


地域の通所や通園へ向けてのファーストステップ

子どもを知っている医療従事者がいる、有床診療所
(訪問診療)だと安心・安全

※訪問診療利用児者のほとんどが
在宅時医学総合管理料を算定

医療型短期入所の診療報酬（処置料）
人工呼吸・経管栄養・導尿」など18項目



在宅時医学総合管理料を算定していると、
処置料が算定できない

外来患児者 = ○報酬あり
訪問診療利用児者 = ×報酬なし

通所の前後
短期入所利用



障害福祉サービス
減算

日中のみの報酬



この差は132点

宿泊の報酬

有床診療所は病床定員が少ない

人工呼吸器装着児などの重症児については、
看護師や看護補助者の配置数は変わらない。

★業務内容と報酬額の不一致

有床診療所が医療型短期入所を実施するための課題

- ・ 在宅時医学総合管理料を算定している際の処置料の検討
- ・ 宿泊を伴う医療型短期入所の報酬額の検討
- ・ 通所と併用する際の減算に関する検討
- ・ 有床診療所における、人工呼吸器装着児等の入院基本料及び加算等の報酬の検討

地域で暮らす医療的ケア児者のために、在宅医による医療型短期入所の実施事業所を増やす事が必要であり、そのためには報酬額を適正価格に改定する事をお願いしたいです。

思いだけでスタートしましたが、それだけでは限界です